

ヒルト氏の考へたるが如く此の公主の夫たりしが如く思はるゝにも係はらず、尙ほ此等の矛盾の解釋せられざる限りは、充分に之を認む可らざるべし。

兎も角此の墓誌によれば覓覓の歸順封冊は開元四年の蕃落分崩の當時と見るべきを以て、從がつて先きに見えたる公主が雲中郡夫人に任せられたる時も、亦た此の開元四年のことなるべし。

○家聾犯法、身入宮闈。

家聾は駙馬阿史德覓覓を云へるものにして、此れが歸順後法を犯したるものなるべし、而して覓覓を稱して故特進といふより見れば、彼が公主に先き立ちて死没せることは明らかにして、或は其の死は此の犯罪によるものならむ、此に於てか公主は玄宗の掖廷に入りて、妃嬪の列に加へらるゝに至りしが如し。墓誌には官闈と見ゆれど、宮闈の誤りなるべし。

○住天恩載被、禮秦晉於家兄、家兄卽三十姓天上得毗伽煞可汗也。

陸氏は「住」は「往」の誤りなりと論ぜり、されど對句の上より考がふれば、寧ろ此の一字は衍字にして、此處に挿入せらるべき餘地あるなし、何かの理由によりて誤りて此處に記されたるものならむ。公主の後宮奉仕中、天恩を被りて秦晉の禮を家兄に執るに至りしを説けるものなるが、思ふに秦晉とは、秦繆晉文の關係を指せるものにして、左傳僖公二十三年の條に、晉の重耳の招かれて秦に入るや、繆公此れが爲に宗女五